

平成20年 No.29

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部を改正する要領

全学共通利用スペース使用内規の一部を改正する内規

制定理由

副学長の設置，事務組織の再編，学校教育法関係法令の改正，委員会の再編及び大学院関係規程の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

副学長の設置，事務組織の再編，学校教育法関係法令の改正，委員会の再編及び大学院関係規程の見直しに伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年 5 月20日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第32号

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (3) 東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第 5 号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学監事監査規程（平成16年規程第44号）
- (5) 東京学芸大学学部学生交流規程（平成 7 年規程第12号）
- (6) 東京学芸大総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）
- (7) 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程（平成16年規程第57号）
- (8) 東京学芸大学職業紹介業務運営規程（平成16年規程第12号）
- (9) 東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程（平成15年規程第 8 号）
- (10) 東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（平成 7 年規程第 8 号）
- (11) 東京学芸大学大学院教育学研究科特別研究学生交流規程（平成 7 年規程第 9 号）
- (12) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成 8 年規程第 7 号）
- (13) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成 8 年規程第11号）
- (14) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平成 8 年規程第12号）
- (15) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学生交流規程（平成 9 年規程第22号）
- (16) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科特別研究学生交流規程（平成 9 年規程第23号）
- (17) 東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程（昭和48年規程第 1 号）

- (18) 東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程（平成6年規程第18号）
- (19) 東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程（平成7年規程第10号）
- (20) 東京学芸大学外国人研究生規程（平成3年規程第10号）
- (21) 東京学芸大学教育実践研究推進機構規程（平成16年規程第21号）
- (22) 東京学芸大学研究員受入規程（平成9年規程第24号）
- (23) 東京学芸大学国際交流会館規程（平成6年規程第10号）
- (24) 東京学芸大学公開講座規程（平成15年規程第5号）
- (25) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成16年規程第5号）
- (26) 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）
- (27) 東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第6号）
- (28) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第2号）
- (29) 東京学芸大学現職教員研修支援センター規程（平成12年規程第5号）
- (30) 東京学芸大学学生キャリア支援センター規程（平成19年規程第28号）
- (31) 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）
- (32) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (33) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (34) 東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成13年規程第8号）
- (35) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程（平成13年規程第9号）
- (36) 東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（平成12年規程第7号）

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成20年5月20日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項（平成16年4月1日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成20年 5 月20日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部を改正する要領

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領（平成14年 5 月 9 日制定）の一部を改正する要領について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

全学共通利用スペース使用内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成20年 5 月20日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

全学共通利用スペース使用内規の一部を改正する内規

全学共通利用スペース使用内規（平成13年 8 月 9 日制定）の一部を改正する内規について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 理事及び<u>副学長</u> (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各2名 (7) 附属学校運営参事 (8) 事務局長 <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 理事 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 各学系の教授会構成員から選出された教授 各2名 (7) 附属学校運営参事 (8) 事務局長 <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>理事及び副学長</u> (2) テクニカルアドバイザー (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 附属学校運営参事 1名 (6) 事務局長 (7) 総務部長及び施設マネジメント部長 (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>理事</u> (2) テクニカルアドバイザー (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 附属学校運営参事 1名 (6) 事務局長 (7) 総務部長及び施設マネジメント部長 (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <p>[省略]</p>

別 表 (第7条第1項関係)

部 局	推 進 員	備 考
事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設企画課長 <u>学術情報課長</u>	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行	環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター及び学生キャリア支援センターを含む。
人文社会科学系	学系長代行	
自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。
芸術・スポーツ科学系	学系長代行	
附属学校	各副校長，副園長（附属幼稚園竹早園舎にあつては，教務主任）	

別 表 (第7条第1項関係)

部 局	推 進 員	備 考
事務局	総務課長 財務課長 学務課長 施設企画課長 <u>情報管理課長</u>	附属図書館及び有害廃棄物処理施設を含む。
総合教育科学系	学系長代行	環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター及び学生キャリア支援センターを含む。
人文社会科学系	学系長代行	
自然科学系	学系長代行	放射性同位元素総合実験施設を含む。
芸術・スポーツ科学系	学系長代行	
附属学校	各副校長，副園長（附属幼稚園竹早園舎にあつては，教務主任）	

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

改正理由：学校教育法関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第106条</u>の規定に基づく東京学芸大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規程の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第68条の3</u>の規定に基づく東京学芸大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規程の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学監事監査規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(他の監査機関との関係)</p> <p>第10条 監事は、<u>監査室</u>及び会計監査人と密接に連携を保ち、監査の各段階で監査効率の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>第2章 監査の計画 (監査計画)</p> <p>第11条 監事は、期初に監査計画書を作成しなければならない。ただし、必要に応じて行う臨時監査についてはこの限りではない。</p> <p>2 監事は、監査計画書の作成に当たって、相互に監査業務の分担について協議するものとする。</p> <p>3 監事は、監査計画の内容について、<u>監査室長</u>と意見調整するものとする。</p> <p>4 監査計画は、監査計画書をもって、学長に通知する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(他の監査機関との関係)</p> <p>第10条 監事は、<u>監査課</u>及び会計監査人と密接に連携を保ち、監査の各段階で監査効率の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>第3章 監査の計画 (監査計画)</p> <p>第11条 監事は、期初に監査計画書を作成しなければならない。ただし、必要に応じて行う臨時監査についてはこの限りではない。</p> <p>2 監事は、監査計画書の作成に当たって、相互に監査業務の分担について協議するものとする。</p> <p>3 監事は、監査計画の内容について、<u>監査課長</u>と意見調整するものとする。</p> <p>4 監査計画は、監査計画書をもって、学長に通知する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学部学生交流規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(派遣の許可)</p> <p>第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願い出があった場合は、学長は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て、これを許可する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(派遣の許可)</p> <p>第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願い出があった場合は、学長は、<u>国際交流推進委員会</u>の議を経て、これを許可する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(機構会議)</p> <p>第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。</p> <p>2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。</p> <p>3 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>4 副学長は、機構会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>5 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(機構会議)</p> <p>第6条 機構に、機構の業務に関する必要な事項を審議するため、第4条の構成員をもって組織する機構会議を置く。</p> <p>2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。</p> <p>3 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>4 副学長 <u>(研究等担当)</u> 及び副学長 <u>(総務等担当)</u> は、機構会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>5 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 学長(2) 副学長 <u>(大学院教育等担当)</u>(3) 学系長(4) 大学院連合学校教育学研究科長(5) 学生委員会委員長(6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名 <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 学長(2) 副学長 <u>(教育等担当)</u>(3) 学系長(4) 大学院連合学校教育学研究科長(5) 学生委員会委員長(6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名 <p>[省略]</p>

東京学芸大学職業紹介業務運営規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(職業紹介業務の担当者)</p> <p>第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。</p> <p>2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>(2) <u>学生キャリア支援センター職員</u></p> <p>(3) 就職業務を担当する職員</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(職業紹介業務の担当者)</p> <p>第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。</p> <p>2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当）</p> <p>(2) <u>就職委員会委員</u></p> <p>(3) 就職業務を担当する職員</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直し及び委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則第10条第4項の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>[省略]</p> <p>(許可) 第4条 前条の申請に対しては、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、学長が許可する。</p> <p>[省略]</p> <p>(履修期間短縮の許可) 第6条 前条の申請に対しては、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、学長が許可する。</p> <p>[省略]</p> <p>(その他) 第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、学長が別に定める。</p> <p>別紙様式1及び別紙様式2 [省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則第11条第3項の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>[省略]</p> <p>(許可) 第4条 前条の申請に対しては、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が許可する。</p> <p>[省略]</p> <p>(履修期間短縮の許可) 第6条 前条の申請に対しては、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が許可する。</p> <p>[省略]</p> <p>(その他) 第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が別に定める。</p> <p>別紙様式1及び別紙様式2 [省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直し及び委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「<u>大学院学則</u>」という。）第16条第3項、第31条第4項及び第40条第4項の規定に基づき、<u>教育学研究科の学生</u>で他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）<u>及び教育学研究科における特別聴講学生</u>の取扱いに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(大学間協議)</p> <p>第2条 <u>大学院学則第16条第1項、第31条第1項及び第40条第1項</u>に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学院との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。</p> <p>(1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項</p> <p>2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(履修の許可)</p> <p>第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て、これを許可する。</p> <p>(履修期間)</p> <p>第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。</p> <p>2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院教育学研究科規程</u>（以下「<u>研究科規程</u>」という。）第8条第3項、第17条第4項及び第20条第2項の規定に基づき、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）<u>並びに特別聴講学生</u>の取扱いに関し、必要な事項を定める。</p> <p>(大学間協議)</p> <p>第2条 <u>研究科規程第8条第1項、第17条第1項及び第20条第1項</u>に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学院との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。</p> <p>(1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項</p> <p>2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(履修の許可)</p> <p>第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、<u>国際交流推進委員会</u>の議を経て、これを許可する。</p> <p>(履修期間)</p> <p>第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。</p> <p>2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。</p>

[省略]

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、大学院学則第16条第2項（大学院学則第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、10単位を超えない範囲で、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、教育学研究科における相当する授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

[省略]

(履修許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、他の大学院と協議の上、履修の許可を取り消すことができる。

[省略]

(入学の許可)

第12条 特別聴講学生の入学の許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。

[省略]

(準用)

第17条 第5条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。
2 大学院学則、東京学芸大学大学院教育学研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

[省略]

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

[省略]

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他の大学院において修得した単位は、研究科規程第8条第2項（研究科規程第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、教務委員会の議を経て、本学において修得したものとして認定することができる。

[省略]

(履修許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、教務委員会の議を経て、他の大学院と協議の上、履修の許可を取り消すことができる。

[省略]

(入学の許可)

第12条 特別聴講学生の入学の許可は、教務委員会の議を経て、学長が行う。

[省略]

(準用)

第17条 第5条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。
2 国立大学法人東京学芸大学大学院学則、研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

[省略]

東京学芸大学大学院教育学研究科特別研究学生交流規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直し及び委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「<u>大学院学則</u>」という。）第15条第2項及び第41条第3項の規定に基づき、<u>教育学研究科の学生</u>で他の大学院又は研究所等（以下「<u>他大学院等</u>」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「<u>特別研究派遣学生</u>」という。）<u>及び教育学研究科における</u>特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。</p> <p>（他の大学院等との協議）</p> <p>第2条 <u>大学院学則第15条第1項</u>に規定する特別研究派遣学生に係る本学と他大学院等との協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学院等との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該他大学院等との事前協議を欠くことができる。</p> <p>2 <u>大学院学則第41条第1項</u>に規定する他の大学院からの特別研究学生の受入れの協議は、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p> <p>第2章 特別研究派遣学生</p> <p>（出願手続）</p> <p>第3条 特別研究派遣学生として、他大学院等の研究指導を受けようとする者は、所定の願書により、別に定める期間内に、学長に願出しなければならない。</p> <p>（研究指導の許可）</p> <p>第4条 前条の願出があったときは、学長は、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、これを許可する。</p> <p>[省略]</p> <p>（派遣許可の取消し）</p> <p>第9条 学長は、特別研究派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、他大学院等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。</p> <p>（出願手続）</p> <p>第10条 本学の特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に、他の大学院を経て、本学に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特別研究学生入学願</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>東京学芸大学大学院教育学研究科規程</u>（以下「<u>研究科規程</u>」という。）第9条第3項及び第21条第2項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等（以下「<u>他大学院等</u>」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「<u>特別研究派遣学生</u>」という。）<u>並びに</u>特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。</p> <p>（他の大学院等との協議）</p> <p>第2条 <u>研究科規程第9条</u>に規定する特別研究派遣学生に係る本学と他大学院等との協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学院等との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該他大学院等との事前協議を欠くことができる。</p> <p>2 <u>研究科規程第21条第1項</u>に規定する他の大学院からの特別研究学生の受入れの協議は、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p> <p>第2章 特別研究派遣学生</p> <p>（出願手続）</p> <p>第3条 特別研究派遣学生として、他大学院等の研究指導を受けようとする者は、所定の願書により、別に定める期間内に、学長に願出なければならない。</p> <p>（研究指導の許可）</p> <p>第4条 前条の願出があったときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、これを許可する。</p> <p>[省略]</p> <p>（派遣許可の取消し）</p> <p>第9条 学長は、特別研究派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>教務委員会</u>の議を経て、他大学院等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。</p> <p>（出願手続）</p> <p>第10条 本学の特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に、他の大学院を経て、本学に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特別研究学生入学願</p>

- (2) 学業成績証明書
- (3) その他本学が必要とする書類
(入学の許可)

第11条 特別研究学生の入学の許可は、選考の上、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。

[省略]

(準用)

第15条 第5条及び第9条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

2 大学院学則、東京学芸大学大学院教育学研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別研究学生に準用する。

[省略]

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

- (2) 学業成績証明書
- (3) その他本学が必要とする書類
(入学の許可)

第11条 特別研究学生の入学の許可は、選考の上、教務委員会の議を経て、学長が行う。

[省略]

(準用)

第15条 第5条及び第9条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

2 国立大学法人東京学芸大学大学院学則、研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別研究学生に準用する。

[省略]

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直し等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(入学資格)</p> <p>第8条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) [省略]</p> <p>(3) 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第104条第1項</u>の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者</p> <p>(4)～(7) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(履修方法)</p> <p>第11条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導教員の指導により、20単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 特に研究科委員会においてその必要を認めた者は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則<u>第14条</u>に規定する方法により、所要の単位を修得することができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(入学資格)</p> <p>第8条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) [省略]</p> <p>(3) 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第68条の2第1項</u>の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者</p> <p>(4)～(7) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(履修方法)</p> <p>第11条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導教員の指導により、20単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 特に研究科委員会においてその必要を認めた者は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則<u>第16条</u>に規定する方法により、所要の単位を修得することができる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）<u>第8条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）<u>第7条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長 <u>(大学院教育等担当)</u></p> <p>(2) 副学長 (研究等担当)</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) 研究科専任教員</p> <p>(5) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員</p> <p>(6) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者</p> <p>(7) 各連合講座の東京学芸大学副部会代表者</p> <p>2 前項第5号の委員は、第6号又は第7号の委員を兼ねることができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長 <u>(教育等担当)</u></p> <p>(2) 副学長 (研究等担当)</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) 研究科専任教員</p> <p>(5) 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員</p> <p>(6) 各連合講座の東京学芸大学部会代表者</p> <p>(7) 各連合講座の東京学芸大学副部会代表者</p> <p>2 前項第5号の委員は、第6号又は第7号の委員を兼ねることができる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学生交流規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）<u>第16条第3項、第31条第4項及び第40条第4項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）の学生で他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）及び本研究科における特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(大学間協議)</p> <p>第2条 大学院学則<u>第16条第1項、第31条第1項及び第40条第1項</u>に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。ただし、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第8条 <u>派遣学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、大学院学則第16条第2項（大学院学則第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、8単位を超えない範囲で、研究科委員会の議を経て、本研究科における相当する授業科目の履修により修得したものと認定することができる。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）<u>第18条及び第31条の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）学生で、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに大学院学則第40条の規定に基づく、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(大学間協議)</p> <p>第2条 大学院学則<u>第18条、第31条及び第40条</u>に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。ただし、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。</p> <p>(1)～(5) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第8条 <u>大学院学則第15条第2項（大学院学則第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、派遣学生が他の大学院において修得した単位は、8単位を超えない範囲で、研究科委員会の議を経て、本研究科における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科特別研究学生交流規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）<u>第15条第2項及び第41条第3項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）の学生で他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び本研究科における特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>（他の大学院等との協議）</p> <p>第2条 大学院学則<u>第15条第1項及び第41条第1項</u>に規定する他の大学院等との協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。ただし、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院等との事前協議を欠くことができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）<u>第17条の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「本研究科」という。）学生で、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び大学院学則第41条の規定に基づく特別研究学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>（他の大学院等との協議）</p> <p>第2条 大学院学則<u>第17条及び第41条</u>に規定する他大学院等との協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。ただし、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院等との事前協議を欠くことができる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部改正について

改正理由：学校教育法関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(入学資格)</p> <p>第4条 特別専攻科に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第91条第2項</u>の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(入学資格)</p> <p>第4条 特別専攻科に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第57条第2項</u>の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直し、委員会の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条第2項の規定に基づき、教育学研究科における科目等履修生の取扱いに関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(入学資格)</p> <p>第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第102条</u>の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第4条 前条の入学志願者に対しては、授業科目を開設する専攻において選考の上、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て学長が合否を決定する。</p> <p>(退学等)</p> <p>第1 2条 科目等履修生が退学しようとするときは、理由を付して学長に願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>2 学長は、科目等履修生として適当でないと認めた者には、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て退学を命ずることができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>東京学芸大学大学院教育学研究科規程第18条に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>(入学資格)</p> <p>第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第67条</u>の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第4条 前条の入学志願者に対しては、授業科目を開設する専攻において選考の上、<u>教務委員会</u>の議を経て学長が合否を決定する。</p> <p>(退学等)</p> <p>第1 2条 科目等履修生が退学しようとするときは、理由を付して学長に願い出て許可を受けなければならない。</p> <p>2 学長は、科目等履修生として適当でないと認めた者には、<u>教務委員会</u>の議を経て退学を命ずることができる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部改正について

改正理由：大学院関係規程の見直し、委員会の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規程は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第42条第2項の規定に基づき、教育学研究科の研究生に関し、必要な事項を定める。</u></p> <p><u>(研究生)</u></p> <p>第1条の2 <u>公の機関等が、その所属職員に対する研究指導を教育学研究科に委託することを希望するとき、又は本学の学生以外の者が、教育学研究科において研究指導を受けることを志望するときは、教育学研究科の学生に対する授業及び研究指導に支障をきたさない範囲において選考の上、教育学研究科の研究生として入学を許可することができる。</u></p> <p>(研究生の区分等)</p> <p>第2条 <u>教育学研究科において、特定の専門事項について研究指導を受けることができる研究生は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(出願資格)</p> <p>第3条 <u>研究生の出願資格は、次の各号の1に該当する者とする。</u></p> <p>(1) 修士の学位を有する者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第102条</u>ただし書の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第7条 <u>入学者の選考は、研究指導に当たる教員（以下「指導教員」という。）が審査し、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、学長が行う。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(退学)</p> <p>第15条 <u>学長は、研究生として適当でないと認めた者には、<u>大学院教育学研究科</u></u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規程は、東京学芸大学大学院教育学研究科規程第19条の規定に基づく大学院教育学研究科研究生（以下「研究生」という。）に関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(研究生の区分等)</p> <p>第2条 <u>東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）において、特定の専門事項について研究指導を受けることができる研究生は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(出願資格)</p> <p>第3条 <u>研究生の出願資格は、次の各号の1に該当する者とする。</u></p> <p>(1) 修士の学位を有する者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第67条</u>ただし書の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第7条 <u>入学者の選考は、研究指導に当たる教員（以下「指導教員」という。）が審査し、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が行う。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(退学)</p> <p>第15条 <u>学長は、研究生として適当でないと認めた者には、<u>教務委員会</u>の議を経</u></p>

運営委員会の議を経て退学を命ずることができる。

2 研究生が退学しようとするときは、指導教員の意見書を添え、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第16条 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が除籍する。

[省略]

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

て退学を命ずることができる。

2 研究生が退学しようとするときは、指導教員の意見書を添え、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第16条 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、教務委員会の議を経て、学長が除籍する。

[省略]

東京学芸大学外国人研究生規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(出願資格)</p> <p>第3条 学部外国人研究生の出願資格は、次の各号の1に該当するものとする。</p> <p>(1) 学士の学位を有する者又は取得見込みの者</p> <p>(2) その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者</p> <p>2 大学院外国人研究生の出願資格は、次の各号の1に該当するものとする。</p> <p>(1) 修士の学位を有する者又は取得見込みの者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第102条</u>ただし書きの規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p> <p>(入学者の選抜)</p> <p>第8条 入学者の選抜は、当該講座・分野等において選考の上、<u>学部外国人研究生は教務委員会、大学院外国人研究生は大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(退学等)</p> <p>第17条 学長は、外国人研究生として適当でないと認めた者には、<u>学部外国人研究生は教務委員会、大学院外国人研究生は大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て退学を命ずることができる。</p> <p>2 外国人研究生が、退学しようとするときは、指導教員の意見書を添え、許可を学長に願い出なければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第18条 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、<u>学部外国人研究生は教務委員会、大学院外国人研究生は大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、学長が除籍する。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(出願資格)</p> <p>第3条 学部外国人研究生の出願資格は、次の各号の1に該当するものとする。</p> <p>(1) 学士の学位を有する者又は取得見込みの者</p> <p>(2) その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者</p> <p>2 大学院外国人研究生の出願資格は、次の各号の1に該当するものとする。</p> <p>(1) 修士の学位を有する者又は取得見込みの者</p> <p>(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第67条</u>ただし書きの規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>[省略]</p> <p>(入学者の選抜)</p> <p>第8条 入学者の選抜は、当該講座・分野等において選考の上、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(退学等)</p> <p>第17条 学長は、外国人研究生として適当でないと認めた者には、<u>教務委員会</u>の議を経て退学を命ずることができる。</p> <p>2 外国人研究生が、退学しようとするときは、指導教員の意見書を添え、許可を学長に願い出なければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第18条 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、<u>教務委員会</u>の議を経て、学長が除籍する。</p> <p>[省略]</p>

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

東京学芸大学教育実践研究推進機構規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長 (研究等担当)</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 各学系の教授会から選出された教員 各1名</p> <p>(5) 附属学校運営会議から推薦された附属学校教員 1名</p> <p>(6) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第3号から第6号までの構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(機構長等)</p> <p>第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、副学長 <u>(研究等担当)</u> をもって充て、副機構長は、構成員の互選により定める。</p> <p>2 機構長は、機構の業務を総括する。</p> <p>3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 機構は、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長 (研究等担当)</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 各学系の教授会から選出された教員 各1名</p> <p>(5) 附属学校運営会議から推薦された附属学校教員 1名</p> <p>(6) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第3号から第6号までの構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(機構長等)</p> <p>第5条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は、副学長をもって充て、副機構長は、構成員の互選により定める。</p> <p>2 機構長は、機構の業務を総括する。</p> <p>3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学研究員受入規程の一部改正について

改正理由：学校教育法関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 内地研究員 その専攻する学問分野の研究に専念し、教授研究能力を向上させることを目的とした者であって、本務が国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校教授、准教授、講師又は助教であるもの。</p> <p>(2) 情報処理関係内地研究員 情報処理教育の改善に役立つ研究に専念し、我が国の情報処理教育体制の整備充実に寄与することを目的とした者であって、本務が国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の教授、准教授、講師又は助教であるもの。</p> <p>(3) 私学等研修員 私立学校、専修学校、公立高等専門学校又は公立大学等の教員を、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員として受け入れるもの</p> <p>(4) 受託研究員 我が国産業の進展に資するため、本学における研究の機会を通して、その能力の一層の向上を図ることを目的とする企業等の現職技術者及び研究者であって、<u>学校教育法第102条本文</u>で定める大学院に入学することができる者又は学長がこれに準ずる学力があると認めた者</p> <p>(5) 特別研究員 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく特別研究員</p> <p>(6) 内地研修員 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校の教員であって、本学において研究指導を受ける者のうち第1号及び第2号に掲げる者以外のもの</p> <p>(7) 個人研究員 前各号に掲げる者以外の者で、特に顕著な学術研究業績があり、本学において共同研究を行うもの</p> <p>2 この規程において、「派遣機関の長」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、「研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 内地研究員 その専攻する学問分野の研究に専念し、教授研究能力を向上させることを目的とした者であって、本務が国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の教授、准教授、講師又は助教であるもの。</p> <p>(2) 情報処理関係内地研究員 情報処理教育の改善に役立つ研究に専念し、我が国の情報処理教育体制の整備充実に寄与することを目的とした者であって、本務が国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の教授、准教授、講師又は助教であるもの。</p> <p>(3) 私学等研修員 私立学校、専修学校、公立高等専門学校又は公立大学等の教員を、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員として受け入れるもの</p> <p>(4) 受託研究員 我が国産業の進展に資するため、本学における研究の機会を通して、その能力の一層の向上を図ることを目的とする企業等の現職技術者及び研究者であって、<u>学校教育法第67条本文</u>で定める大学院に入学することができる者又は学長がこれに準ずる学力があると認めた者</p> <p>(5) 特別研究員 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく特別研究員</p> <p>(6) 内地研修員 国立大学、国立短期大学又は国立高等専門学校の教員であって、本学において研究指導を受ける者のうち第1号及び第2号に掲げる者以外のもの</p> <p>(7) 個人研究員 前各号に掲げる者以外の者で、特に顕著な学術研究業績があり、本学において共同研究を行うもの</p> <p>2 この規程において、「派遣機関の長」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p>

- (1) 内地研究員，情報処理関係内地研究員及び内地研修員にあつては，国立大学，国立短期大学又は国立高等専門学校の長
- (2) 私学等研修員にあつては，私学研修福祉会，専修学校教育振興会，公立高等専門学校，公立大学又は独立行政法人教員研修センターの長
- (3) 受託研究員にあつては，企業等の長

〔省略〕

附 則

この規程は，平成20年5月20日から施行し，平成20年4月1日から適用する。

- (1) 内地研究員，情報処理関係内地研究員及び内地研修員にあつては，国立大学，国立短期大学又は国立高等専門学校の長
- (2) 私学等研修員にあつては，私学研修福祉会，専修学校教育振興会，公立高等専門学校，公立大学又は独立行政法人教員研修センターの長
- (3) 受託研究員にあつては，企業等の長

〔省略〕

東京学芸大学国際交流会館規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置及び委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(館長等)</p> <p>第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 館長は、会館の業務を掌理する。</p> <p>3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、副学長 <u>(大学院教育等担当)</u> をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p>(国際交流委員会)</p> <p>第5条 会館の管理運営に関する重要事項は、<u>東京学芸大学国際交流委員会において審議する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(館長等)</p> <p>第3条 会館に館長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 館長は、会館の業務を掌理する。</p> <p>3 館長の業務を補助する者として副館長を置き、副学長 <u>(総務等担当)</u> をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p>(委員会)</p> <p>第5条 会館の管理運営に関する重要事項を<u>審議するため、東京学芸大学国際交流会館運営委員会(以下「委員会」という。)</u>を置く。</p> <p><u>2 委員会に関する規程は、別に定める。</u></p>

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(開設手続等)</p> <p>第5条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>地域連携推進本部</u>（以下「<u>推進本部</u>」という。）の承認を得るものとする。</p> <p>2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開設手続)</p> <p>第9条 講座として開放する正規の授業は、あらかじめ各教室が指定し、<u>推進本部</u>の承認を得るものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開設手続等)</p> <p>第17条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>推進本部</u>の承認を得るものとする。</p> <p>2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。</p> <p>3 講座の受講対象者は、教育職員免許状を有し、教員としての資質能力の向上に意欲がある者とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 <u>推進本部</u>は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について教育研</p>	<p>[省略]</p> <p>(開設手続等)</p> <p>第5条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>地域連携推進委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）の承認を得るものとする。</p> <p>2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開設手続)</p> <p>第9条 講座として開放する正規の授業は、あらかじめ各教室が指定し、<u>委員会</u>の承認を得るものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開設手続等)</p> <p>第17条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>委員会</u>の承認を得るものとする。</p> <p>2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。</p> <p>3 講座の受講対象者は、教育職員免許状を有し、教員としての資質能力の向上に意欲がある者とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 <u>委員会</u>は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について教育研究</p>

究評議会に報告するものとする。

[省略]

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、推進本部の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

評議会に報告するものとする。

[省略]

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名 (3) 副学長 (研究等担当) (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <p>2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 各部門から各1名 (3) 副学長 (<u>教育等担当</u>, 研究等担当) (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <p>2 前項第6号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置及び委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) センターに所属する専任教員 3名</p> <p>(3) 副学長 <u>(大学院教育等担当)</u></p> <p>(4) 学系長</p> <p>(5) 附属図書館長</p> <p>(6) <u>国際交流委員会</u>から推薦された委員 1名</p> <p>(7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) センターに所属する専任教員 3名</p> <p>(3) 副学長 <u>(教育等担当)</u></p> <p>(4) 学系長</p> <p>(5) 附属図書館長</p> <p>(6) <u>国際交流推進委員会</u>から推薦された委員 1名</p> <p>(7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 前項第7号の委員の数は、同項第2号の委員の数を超えないものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第14条 運営委員会及び所員会議の庶務は、<u>学術情報部情報基盤課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第14条 運営委員会及び所員会議の庶務は、<u>学術情報部情報管理課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(処理施設長)</p> <p>第2条 処理施設に処理施設長を置き、本学専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 処理施設長は、<u>東京学芸大学環境安全委員会</u>の推薦に基づき、学長が任命する。</p> <p>3 処理施設長は、処理施設の業務をつかさどる。</p> <p>4 処理施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(処理施設長)</p> <p>第2条 処理施設に処理施設長を置き、本学専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 処理施設長は、<u>東京学芸大学有害廃棄物処理対策委員会</u>の推薦に基づき、学長が任命する。</p> <p>3 処理施設長は、処理施設の業務をつかさどる。</p> <p>4 処理施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学現職教員研修支援センター規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 副学長 <u>(大学院教育等担当)</u></p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 兼任教員の中から推薦された者 2名</p> <p>(5) その他学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 副学長 <u>(教育等担当)</u></p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 兼任教員の中から推薦された者 2名</p> <p>(5) その他学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、<u>学務部学生サービス課キャリア支援室</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、<u>学務部学生サービス課就職支援室</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務の統括)</p> <p>第34条 副学長(研究等担当)は、学長の命を受け、附属学校の運営に関する業務を統括する。</p> <p>(附属学校運営参事)</p> <p>第35条 運営部に、附属学校運営参事(以下「運営参事」という。)2名を置き、本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。</p> <p>2 運営参事は、副学長(研究等担当)の監督の下に、附属学校の運営に関する業務を処理する。</p> <p>3 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>4 運営参事の任期は2年以内とし、1回に限り再任されることができる。ただし、65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。</p> <p>5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長(研究等担当)</p> <p>(2) 運営参事</p> <p>(3) 附属学校長又は副校長 2名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>2 前項第3号の委員は、運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第40条 運営会議に委員長を置き、副学長(研究等担当)をもって充てる。</p> <p>2 運営会議は、委員長が主宰する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(業務の統括)</p> <p>第34条 附属学校を担当する副学長(以下「副学長」という。)は、学長の命を受け、附属学校の運営に関する業務を統括する。</p> <p>(附属学校運営参事)</p> <p>第35条 運営部に、附属学校運営参事(以下「運営参事」という。)2名を置き、本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。</p> <p>2 運営参事は、副学長の監督の下に、附属学校の運営に関する業務を処理する。</p> <p>3 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>4 運営参事の任期は2年以内とし、1回に限り再任されることができる。ただし、65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。</p> <p>5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長</p> <p>(2) 運営参事</p> <p>(3) 附属学校長又は副校長 2名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>2 前項第3号の委員は、運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>[省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第40条 運営会議に委員長を置き、副学長をもって充てる。</p> <p>2 運営会議は、委員長が主宰する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。</p>

[省略]

[省略]

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第8章 開示方法等の取扱い 第1節 開示請求 (開示請求の受付)</p> <p>第32条 本学が保有する個人情報について、法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部<u>総務課</u>（以下「<u>総務課</u>」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に別紙第1号様式の個人情報ファイル簿及びその他関連資料等を用いて、個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第2号様式の保有個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）の提出を求めるとともに、次号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めすることができる。</p> <p>(3) 法第26条に規定する開示請求手数料は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第18条の規定を準用するものとする。</p> <p>(4) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。</p> <p>2 前項のほか、各附属学校（小金井地区を除く。以下同じ。）においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>総務課</u>の協力を得て、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>総務課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めすることができる。</p>	<p>[省略]</p> <p>第8章 開示方法等の取扱い 第1節 開示請求 (開示請求の受付)</p> <p>第32条 本学が保有する個人情報について、法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部<u>企画課</u>（以下「<u>企画課</u>」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に別紙第1号様式の個人情報ファイル簿及びその他関連資料等を用いて、個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第2号様式の保有個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）の提出を求めるとともに、次号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めすることができる。</p> <p>(3) 法第26条に規定する開示請求手数料は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第18条の規定を準用するものとする。</p> <p>(4) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。</p> <p>2 前項のほか、各附属学校（小金井地区を除く。以下同じ。）においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>企画課</u>の協力を得て、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>企画課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めすることができる。</p>

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を総務課に送付するものとする。

[省略]

(開示の実施)

第35条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 保有個人情報の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該個人情報を保有する部局等において実施できるものとする。

3 電磁的記録の開示については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの送付とする。

4 開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において当該保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合においては、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(移送された事案)

第36条 法第21条第2項又は法第22条第2項の規定による他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第33条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第2節 訂正請求

(訂正請求の受付)

第37条 本学が保有する個人情報について、法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報の訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）に別紙第11号様式の保有個人情報訂正（通知・削除）請求書（以下「訂正請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとともに、訂正請求書の写しを訂正請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を企画課に送付するものとする。

[省略]

(開示の実施)

第35条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 保有個人情報の開示は、原則として企画課において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により企画課まで出向くことができない場合には、当該個人情報を保有する部局等において実施できるものとする。

3 電磁的記録の開示については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの送付とする。

4 開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、企画課において当該保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合においては、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(移送された事案)

第36条 法第21条第2項又は法第22条第2項の規定による他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第33条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第2節 訂正請求

(訂正請求の受付)

第37条 本学が保有する個人情報について、法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、企画課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報の訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）に別紙第11号様式の保有個人情報訂正（通知・削除）請求書（以下「訂正請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとともに、訂正請求書の写しを訂正請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。

(3) 訂正請求の受付は、保有個人情報の開示を行った日から 90 日以内とする。
2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 訂正請求を受け付けるときは、訂正請求者に訂正請求書の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に不備があるときは、総務課の協力を得て、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本 1 部を交付するとともに、訂正請求書を総務課に送付するものとする。

〔省略〕

第3節 利用停止請求

(利用停止請求の受付)

第40条 本学が保有する個人情報について、法第 36 条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、保有個人情報の利用の停止を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）に別紙第 17 号様式の保有個人情報利用停止（消去・提供の停止）請求書（以下「利用停止請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
 - (2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本 1 部を交付するとともに、利用停止請求書の写しを利用停止請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。
 - (3) 利用停止請求の受付は、保有個人情報の開示を行った日から 90 日以内とする。
- 2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求者に利用停止請求書の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に不備があるときは、総務課の協力を得て、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
 - (2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本

(3) 訂正請求の受付は、保有個人情報の開示を行った日から 90 日以内とする。
2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 訂正請求を受け付けるときは、訂正請求者に訂正請求書の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に不備があるときは、企画課の協力を得て、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本 1 部を交付するとともに、訂正請求書を企画課に送付するものとする。

〔省略〕

第3節 利用停止請求

(利用停止請求の受付)

第40条 本学が保有する個人情報について、法第 36 条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、企画課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、保有個人情報の利用の停止を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）に別紙第 17 号様式の保有個人情報利用停止（消去・提供の停止）請求書（以下「利用停止請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
 - (2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本 1 部を交付するとともに、利用停止請求書の写しを利用停止請求のあった個人情報を保有する部局等に送付するものとする。
 - (3) 利用停止請求の受付は、保有個人情報の開示を行った日から 90 日以内とする。
- 2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
- (1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求者に利用停止請求書の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に不備があるときは、企画課の協力を得て、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
 - (2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本

1部を交付するとともに、利用停止請求書を総務課に送付するものとする。

[省略]

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

1部を交付するとともに、利用停止請求書を企画課に送付するものとする。

[省略]

別表（第5条第1項関係）

部 局 等	保 護 担 当 者
事務局	<u>各課長及び監査室長</u>
総合教育科学系	学系支援課長
人文社会科学系	学系支援課長
自然科学系	学系支援課長
芸術・スポーツ科学系	学系支援課長
大学院連合学校教育学研究科	学務課長
附属図書館	<u>学術情報課長</u>
環境教育施設実践施設	学系支援課長
教育実践研究支援センター	学系支援課長
留学生センター	国際課長
国際教育センター	国際課長
教員養成カリキュラム開発研究センター	学系支援課長
保健管理センター	学生サービス課長
情報処理センター	<u>情報基盤課長</u>
放射性同位元素総合実験施設	学系支援課長
有害廃棄物処理施設	施設企画課長
現職教員研修支援センター	学務課長
学生相談センター	学生サービス課長
学生キャリア支援センター	学生サービス課長
<u>附属幼稚園小金井園舎</u>	<u>副園長</u>
<u>附属幼稚園竹早園舎</u>	<u>教務主任</u>
<u>附属世田谷小学校</u>	副校長
<u>附属小金井小学校</u>	副校長
<u>附属大泉小学校</u>	副校長
<u>附属竹早小学校</u>	副校長
<u>附属世田谷中学校</u>	副校長
<u>附属小金井中学校</u>	副校長
<u>附属竹早中学校</u>	副校長
<u>附属高等学校</u>	副校長
<u>附属国際中等教育学校</u>	<u>副校長</u>
<u>附属特別支援学校</u>	<u>副校長</u>

別表（第5条第1項関係）

部 局 等	保 護 担 当 者
事務局	<u>各課長</u>
総合教育科学系	学系支援課長
人文社会科学系	学系支援課長
自然科学系	学系支援課長
芸術・スポーツ科学系	学系支援課長
大学院連合学校教育学研究科	学務課長
附属図書館	<u>情報管理課長, 情報サービス課長</u>
環境教育施設実践施設	学系支援課長
教育実践研究支援センター	学系支援課長
留学生センター	国際課長
国際教育センター	国際課長
教員養成カリキュラム開発研究センター	学系支援課長
保健管理センター	学生サービス課長
情報処理センター	<u>情報管理課長</u>
放射性同位元素総合実験施設	学系支援課長
有害廃棄物処理施設	施設企画課長
現職教員研修支援センター	学務課長
学生相談センター	学生サービス課長
学生キャリア支援センター	学生サービス課長
<u>附属世田谷小学校</u>	<u>副校長</u>
<u>附属小金井小学校</u>	<u>副校長</u>
<u>附属大泉小学校</u>	副校長
<u>附属竹早小学校</u>	副校長
<u>附属世田谷中学校</u>	副校長
<u>附属小金井中学校</u>	副校長
<u>附属竹早中学校</u>	副校長
<u>附属高等学校</u>	副校長
<u>附属国際中等教育学校</u>	副校長
<u>附属特別支援学校</u>	副校長
<u>附属幼稚園小金井園舎</u>	<u>副園長</u>
<u>附属幼稚園竹早園舎</u>	<u>教務主任</u>

第1号様式 (第32条第1項第1号関係)

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

個人情報ファイルの名称	
大学法人の名称	国立大学法人東京学芸大学
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇部〇〇課, 〇〇部〇〇課, 〇〇部〇〇課
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	1 番号 2 氏名 3 生年月日 4 性別 5 住所 6
記録範囲	〇〇対象者 (平成〇〇年度～)
記録情報の経常的提出先	〇〇省〇〇局〇〇課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人東京学芸大学総務部総務課 (所在地) 東京都小金井市貫井北町4-1-1

[省略]

第1号様式 (第32条第1項第1号関係)

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

個人情報ファイルの名称	
大学法人の名称	国立大学法人東京学芸大学
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇部〇〇課, 〇〇部〇〇課, 〇〇部〇〇課
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	1 番号 2 氏名 3 生年月日 4 性別 5 住所 6
記録範囲	〇〇対象者 (平成〇〇年度～)
記録情報の経常的提出先	〇〇省〇〇局〇〇課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人東京学芸大学総務部企画課 (所在地) 東京都小金井市貫井北町4-1-1

[省略]

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(受付)</p> <p>第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部 <u>総務課</u>（以下「<u>総務課</u>」という。）及び財務部経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程第9条第1項に規定する国立大学法人東京学芸大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）の提出を求めるとともに、次号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(3) 法第17条に規定する開示請求手数料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「施行令」という。）第13条の規定を準用するものとする。</p> <p>(4) 開示請求書を受領したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。</p> <p>2 前項のほか、各附属学校事務室（小金井地区を除く。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>総務課</u>の協力を得て、法人文書の特定に資する情報の提</p>	<p>[省略]</p> <p>(受付)</p> <p>第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部 <u>企画課</u>（以下「<u>企画課</u>」という。）及び財務部経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程第9条第1項に規定する国立大学法人東京学芸大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）の提出を求めるとともに、次号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(3) 法第17条に規定する開示請求手数料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「施行令」という。）第13条の規定を準用するものとする。</p> <p>(4) 開示請求書を受領したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。</p> <p>2 前項のほか、各附属学校事務室（小金井地区を除く。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>企画課</u>の協力を得て、法人文書の特定に資する情報の提</p>

供に努めなければならない。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、総務課の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を総務課に送付するものとする。

[省略]

(開示の実施)

第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第9号様式による法人文書の開示の実施方法等申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第10号様式による法人文書の更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、次項に定める開示実施手数料を徴収するものとする。

3 法第17条に規定する開示実施手数料は、施行令第13条の規定を準用するものとする。

4 法人文書の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

5 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

[省略]

供に努めなければならない。

(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、企画課の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を企画課に送付するものとする。

[省略]

(開示の実施)

第6条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第9号様式による法人文書の開示の実施方法等申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第10号様式による法人文書の更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、次項に定める開示実施手数料を徴収するものとする。

3 法第17条に規定する開示実施手数料は、施行令第13条の規定を準用するものとする。

4 法人文書の開示は、原則として企画課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により企画課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

5 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、企画課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

[省略]

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の設置、委員会等の再編及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>国立大学法人</u>東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程</p> <p>(設置) 第1条 <u>国立大学法人</u>東京学芸大学（以下「本学」という。）に、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) <u>理事</u>（総務等担当） (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 連合学校教育学研究科長 (6) 事務局長 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は、学長をもって充てる。 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 4 副委員長は、<u>理事</u>（総務等担当）をもって充てる。 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>総務課</u>が処理する。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p>	<p style="text-align: center;">東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程</p> <p>(設置) 第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、<u>東京学芸大学</u>情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長 (2) <u>副学長</u>（総務等担当） (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 連合学校教育学研究科長 (6) 事務局長 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は、学長をもって充てる。 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 4 副委員長は、<u>副学長</u>をもって充てる。 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p>

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(管理台帳)</p> <p>第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙様式第2号により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。</p> <p>3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。</p> <p>4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。</p> <p>5 管理簿は、本学総務部<u>総務課</u>において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(管理台帳)</p> <p>第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙様式第2号により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。</p> <p>3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。</p> <p>4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。</p> <p>5 管理簿は、本学総務部<u>企画課</u>において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(調査)</p> <p>第5条 <u>財務会議</u> (以下「<u>会議</u>」という。) は、施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。</p> <p>(報告及び使用再編の提言)</p> <p>第6条 <u>会議</u>は、前条の調査結果を学長に報告するとともに、その検討に基づき施設使用の再編を必要と判断した場合、併せて再編に係る基本方針案を作成して学長に提言するものとする。</p> <p>(基本方針の策定と指示)</p> <p>第7条 前条の報告及び提言を受けた学長は、その趣旨を尊重し、施設使用の再編に係る基本方針を策定するものとする。</p> <p>2 学長は、前項の基本方針に基づいて、関係部局の長に施設使用の再編を指示することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(用途決定)</p> <p>第10条 全学共通利用スペースの使用内容、使用者及び使用期間等については、調査に基づいた全学的な狭隘状況及び教育研究ニーズの動向等を総合的に勘案し、学長が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、<u>会議</u>が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規程は、<u>平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(調査)</p> <p>第5条 <u>財務委員会</u> (以下「<u>委員会</u>」という。) は、施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。</p> <p>(報告及び使用再編の提言)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、前条の調査結果を学長に報告するとともに、その検討に基づき施設使用の再編を必要と判断した場合、併せて再編に係る基本方針案を作成して学長に提言するものとする。</p> <p>(基本方針の策定と指示)</p> <p>第7条 前条の報告及び提言を受けた学長は、その趣旨を尊重し、<u>部局長会で協議の上</u>、施設使用の再編に係る基本方針を策定するものとする。</p> <p>2 学長は、前項の基本方針に基づいて、関係部局の長に施設使用の再編を指示することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(用途決定)</p> <p>第10条 全学共通利用スペースの使用内容、使用者及び使用期間等については、調査に基づいた全学的な狭隘状況及び教育研究ニーズの動向等を総合的に勘案し、<u>部局長会で協議の上</u>、学長が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p>

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部改正について

改正理由：副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第7条 <u>理事及び副学長</u>は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 専門委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第7条 理事は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 専門委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考)</p> <p>第9 前項の入学志願者について、<u>東京学芸大学国際交流委員会短期留学プログラム部会</u>（以下「部会」という。）が選考し、受入候補者を決定する。</p> <p>[省略]</p> <p>(入学許可の取消し)</p> <p>第14 学長は、短期留学生在が短期留学プログラムの趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>部会</u>の議を経て、入学許可を取り消すことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(選考)</p> <p>第9 前項の入学志願者について、<u>東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会</u>（以下「委員会」という。）が選考し、受入候補者を決定する。</p> <p>[省略]</p> <p>(入学許可の取消し)</p> <p>第14 学長は、短期留学生在が短期留学プログラムの趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>委員会</u>の議を経て、入学許可を取り消すことができる。</p>

全学共通利用スペース使用内規の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(使用資格)</p> <p>第2 共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 修士・博士課程の学生を多く抱えている講座・分野・教室等</p> <p>(2) 教育上の特別の理由がある講座・分野・教室等</p> <p>(3) 学術的、先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている講座・分野・教室等又は行う予定の講座・分野・教室等</p> <p>(4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し、<u>財務会議</u>の了解を得た講座・分野・教室等</p> <p>(5) その他<u>財務会議</u>が認めた講座・分野・教室等 (<u>特任教員</u>を含む。)</p> <p>(使用の申し込み)</p> <p>第3 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書(別紙様式1)を<u>財務会議</u>に提出する。</p> <p>(使用の決定)</p> <p>第4 使用申し込みがあった使用者等の中から、使用内規第2の規程に基づき適当と認められる使用者等を選定した原案を<u>施設部会</u>で作成し、<u>財務会議</u>の議を経て学長が決定する。</p> <p>(使用の取り消し)</p> <p>第5 <u>施設部会</u>は、次の各号に該当した使用者等を<u>財務会議</u>に申し出て、学長はこれを取り消すことができる。</p> <p>(1) 内規及び申合せ並びに使用許可条件に違反した使用者等</p> <p>(2) その他全学において、管理運営上特別に必要なが生じた場合</p> <p>[省略]</p> <p>(使用上の義務)</p> <p>第9 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。</p> <p>2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。</p>	<p>[省略]</p> <p>(使用資格)</p> <p>第2 共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 修士・博士課程の学生を多く抱えている講座・分野・教室等</p> <p>(2) 教育上の特別の理由がある講座・分野・教室等</p> <p>(3) 学術的、先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている講座・分野・教室等又は行う予定の講座・分野・教室等</p> <p>(4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し、<u>財務委員会</u>の了解を得た講座・分野・教室等</p> <p>(5) その他<u>財務委員会</u>が認めた講座・分野・教室等 (<u>客員教員</u>を含む。)</p> <p>(使用の申し込み)</p> <p>第3 共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は、使用申込書(別紙様式1)を<u>財務委員会</u>に提出する。</p> <p>(使用の決定)</p> <p>第4 使用申し込みがあった使用者等の中から、使用内規第2の規程に基づき適当と認められる使用者等を選定した原案を<u>財務委員会</u>で作成し、<u>部局長会</u>の議を経て学長が決定する。</p> <p>(使用の取り消し)</p> <p>第5 <u>財務委員会</u>は、次の各号に該当した使用者等を<u>部局長会</u>に申し出て、学長はこれを取り消すことができる。</p> <p>(1) 内規及び申合せ並びに使用許可条件に違反した使用者等</p> <p>(2) その他全学において、管理運営上特別に必要なが生じた場合</p> <p>[省略]</p> <p>(使用上の義務)</p> <p>第9 使用者等は、施設及び設備等を常に適切な管理のもとに、注意を持って使用しなければならない。</p> <p>2 前項に違反した当該使用者等は、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する額を弁償しなければならない。</p>

- 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。
 4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に財務会議の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。

(雑則)

第10 この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、財務会議と相談のうえ決定する。

[省略]

別紙様式1

平成 年 月 日

全学共通利用スペース使用申込書

財務会議 殿

全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し、申込みいたします。

教育研究チーム等の代表者	所属学科等	
	氏名	印
	連絡先	TEL FAX E-Mail
[以下省略]		

附 則

この内規は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

- 3 許可された目的以外の用途に使用してはならない。
 4 教育研究等の遂行上、やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は、図面などを添付し、事前に財務委員会の承認を得ることとする。また、これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。

(雑則)

第10 この使用内規の定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、財務委員会と相談のうえ決定する。

[省略]

別紙様式1

平成 年 月 日

全学共通利用スペース使用申込書

財務委員会 殿

全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し、申込みいたします。

教育研究チーム等の代表者	所属学科等	
	氏名	印
	連絡先	TEL FAX E-Mail
[以下省略]		